

## 奈良の木づかいCO<sub>2</sub>固定量認証制度運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県産材を使用した木造住宅等の新築若しくは改修又は奈良県産材を使用した内外装の木質化を行う者のうち認証を希望するものに対し、奈良県産材の使用によるCO<sub>2</sub>固定量を知事が審査し、認証する奈良の木づかいCO<sub>2</sub>固定量認証制度の運営に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奈良の木づかいCO<sub>2</sub>固定量認証 第4条の規定による知事の認証をいう。
- (2) 奈良県産材 奈良県内の森林から産出された木材及びこれを製材加工した製品等で、かつ、奈良県地域材認証センターに登録した県産材取扱事業者が出荷証明した製品をいう。
- (3) 木造住宅等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に定める建築物であって、構造材又は内外装材に木材を使用したものをいう。

### (認証の要件)

第3条 奈良の木づかいCO<sub>2</sub>固定量認証の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 構造材5m<sup>3</sup>以上又は内外装材10m<sup>3</sup>以上の奈良県産材を利用した木造住宅等であること。
- (2) 工事完了後1年以内の木造住宅等であること。

### (認証の手順)

第4条 奈良の木づかいCO<sub>2</sub>固定量の認証を受けようとする者（他人に譲渡する目的で木造住宅等を新築する者を含む。以下「認証申請者」という。）は、奈良の木づかいCO<sub>2</sub>固定量認証申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 認証申請者は、奈良県産材の使用実績について、確定した奈良県産材の使用明細の報告を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があったときは、奈良県産材の使用によるCO<sub>2</sub>固定量を以下の方法により算定する。固定量は、樹種別に算定された合計量とする。

奈良の木づかいCO<sub>2</sub>固定量（t-CO<sub>2</sub>）

＝樹種別の使用材積量×容積密度×炭素含有率×二酸化炭素換算係数

- ・ 樹種別の使用材積量（m<sup>3</sup>）
- ・ 容積密度（t/m<sup>3</sup>）
- ・ 炭素含有率（%）

・ 二酸化炭素換算係数（44／12）

- 4 知事は、前項の規定に基づき算出したCO<sub>2</sub>固定量について認証し、認証申請者に対して、奈良の木づかいCO<sub>2</sub>固定証書（第2号様式）を交付する。
- 5 前項による認証を受けた場合において、認証申請者の変更が必要なときは、奈良の木づかいCO<sub>2</sub>固定量認証変更申請書（第3号様式）を提出して、知事の承認を得なければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。